氷見市民会館並びに文化行政のあり方に対する提言

平成 27 年 3 月 20 日

氷見市民会館並びに文化行政のあり方を考える有識者会議

# 目 次

- 1. はじめに (背景と目的)
- 2. 文化芸術振興の意義
- 3. 氷見市の現状と課題
- 4. 文化政策を総合的に進めていくための文化行政はどうあるべきか
- 5. 市民文化政策としてどのようなホールであるべきか
- 6. 都市文化政策としてどのようなホールであるべきか
- 7. 文化政策を総合的に進めていくためのプロデュース機能はどうあるべきか
- 8. 氷見市民会館の基本的方向性

# 1 はじめに(背景と目的)

氷見市民会館は、昭和38年に建設され築50年を経過した施設であり、これまでに数度にわたり改修を重ね、氷見市の文化活動の拠点として市民をはじめ各種文化団体に親しまれてきました。

平成25年度に耐震診断を実施したところ「ホール部分、事務室部分ともに、Is値が0.3未満の箇所があり、震度6強の地震において、「倒壊の危険性が高いと考えられ、補強を要すると判断する。」」とされる厳しい診断結果が出されました。

市では建築の専門家等で構成する耐震化検討委員会及び利用者を中心とした利用検討委員会を設置し、まず施設の利用について検討した結果、平成25年度末に「平成26年12月をもって利用を停止する。」との結論に至りました。

これを受け、氷見市民会館の利用ができないことによる文化芸術活動の停滞を招かないためにも、氷見市民会館の耐震化について早急に方向性を示す必要に迫られています。

市では、平成26年11月に「氷見市民会館並びに文化行政のあり方を考える有識者会議(有識者会議)」を設置し、今後の氷見市民会館のあり方、方向性について、市の文化振興の方向性、文化行政のあり方についての検討を踏まえた提言を基に判断することとしました。

これにより、当有識者会議は、6回の会議を開催し、次の視点に基づき検討を進めてきました。

- ① 総合的文化政策のための文化行政のあり方について
- ② 市民文化政策における市民会館(公共ホール)のあり方について
- ③ 都市文化政策における市民会館(公共ホール)のあり方について
- ④ 総合的文化政策のためのプロデュース機能について

このたび、検討の要旨をとりまとめましたので、提言として報告します。

# 2 文化芸術振興の意義

## (基本的人権としての文化権)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであり、われわれは、文化的に生活に参加する権利を有しています。

文化的に生活する権利とは、いつでも、どこでも、だれもがより豊かに自分を表現する権利です。楽器が奏でられる、作曲ができる、和歌や俳句が作れる、絵画が描ける、彫刻が彫れる、なども自己表現の発露の側面の一つです。このような表現を通して他者と関わり、他者から評価・批判を得ながら自己を見つめ直すことで、自己再現に繋がり、自我の高揚に資することが可能となります。この権利は、読み書きそろばんなどといった生活上のスキームとは別次元の文化芸術的表現能力に及ぶものです。

#### (文化芸術の持つ可能性)

文化芸術は、人々がその理想を実現していくための精神活動とも言えるものであり、

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む。
- ・他者と共感する心を通して、人間相互の理解を促進する。
- ・豊かな感性は、工業製品にも高い付加価値を創出し、質の高い経済活動を促進する。
- ・他者との共感は、文化の多様性を認知させ、世界平和へ向けての礎となる。

その結果、文化芸術は、ゆとりと潤いのある心豊かな日常生活を具現化するものであり、 シビックプライド、アイデンティティに対する心の拠りどころとなるとともに、創造的な 経済活動の源泉となるものです。

## (文化政策)

文化政策の柱の一つは、文化芸術の持つ人々の創造性を育み、自己を認識し、相互に理解し尊重し合う心を醸成する側面を最大限引き出し、市民の文化的に生活する権利を保障することで、その都市に誇りを持ち、自立した市民が育ち、その市民で構成する地域コミュニティを再生産していくための市民文化政策です。市民文化政策の原則は、公平・平等であり、誇りを持ち自立した市民を育て、新たなまちを支えていくシステムを持続していくための政策です。

もう一つの柱は、その都市が日本全国はもとより世界にその存在を知られ、外からも人が訪れ、そこに住みたいと意識させる吸引力と発信力を持った都市に成長するための戦略的な政策としての都市文化政策です。都市文化政策は、都市の発展、経済活性化、観光振興、将来的には文化性が育つというところまでの視野を持ち、選択と集中を伴い最終的に市民全体の利益に帰結する戦略的政策です。

# 3 氷見市の現状と課題

# 文化芸術活動

・次代を担う子どもたちを対象とした取組み

学校ではこれまでも毎年子どもたちの芸術鑑賞会や音楽発表会を開催しており、子どもたちの文化芸術に触れる機会を確保してきました。また、文化団体においても伝統文化親子教室事業に取り組むなど、子どもたちを対象とした取組みが見られるようになっています。

しかし、子どもたちの文化芸術に触れる機会として十分とはいえないことから、学校教育へのアウトリーチ活動の展開や地域における子どもを対象とした新たな取組みが期待されています。

(子どもたちへの取組み)

- ・子どもたちを対象とした文化的な取組みが少ない。
- ・文化活動を通した子ども育成という観点での事業がない。
- ・子どもたちに本物に触れる機会として教育機関へのアウトリーチ活動ができていない。
- ・子どもと文化とのかかわりが近年薄くなっている。

# ・多様なジャンルの文化芸術活動の展開

本市では、これまでも音楽、美術、芸能、生活文化などの様々な分野で文化活動が展開されてきました。近年は、メデイア芸術やこれまでのものを融合した新たな活動も現れてきています。市民の多様な文化芸術への関心・ニーズを適切に把握しながら、新たなジャンルの文化芸術活動の展開を図っていくことが課題となっています。

(これまでなかった分野の活動)

- ・新しいジャンルの文化芸術への取組みが弱い。
- ・伝統文化の後継者の不足

本市では、獅子舞に代表される伝統的な祭りや芸能が多数根付いています。これまでは、 地域コミュニティのなかで親世代から子世代へ、子世代から孫世代へと連綿と引き継がれ てきましたが、近年の少子化、核家族化、市民の価値観の変化などの流れの中で地域にお ける伝統文化の継承が課題となっています。

(伝統文化の後継者の育成)

- ・地域における伝統文化の後継者が減っている。
- ・伝統文化の継承についての認識や積極的な取組みが弱い。

# 市民会館

・施設・設備への対応

耐震性の不足が指摘された氷見市民会館は、昭和38年に開館し、築50年を経過して

おり、躯体、音響照明設備ともに老朽化が進むとともに、かねてから楽屋、会議室はある が練習室がないことや搬入口の不便さ、駐車場が不足しているなど、今後の芸術文化活動 を担っていく施設としてはその使い勝手の悪さが指摘されています。

(施設・設備の課題)

- ・築50年が経過し老朽化し、耐震性能が不足している。
- ・現在の市民会館は公会堂であり、劇場でも音楽堂でもない。
- ・1階席と2階席が分断されており一体感が無い。
- ・間取りが使いにくい。
- ・駐車場が少ない。
- ・音響が良くない。
- ・託児、介護サービスの機能がない。
- ・練習場所が無い。
- ・氷見らしさが出ている施設とはいえない。
- ・地域のアイデンティティに立脚した個性的ホールとなっていない。
- 施設としての魅力がない。

#### ・稼働率が悪い

氷見市民会館は、年間約3万人が利用しているがその稼働率は30%未満となっており、 全国平均60%に比較して極めて低く、一部の利用者や愛好者のものとなっているといわ ざるを得ません。

この要因としては、施設設備の面では、老朽化にともなう設備の不備や使い勝手の悪さが考えられます。また、利用状況からはホール規模に応じた利用が少なく、ホールの規模が利用者の求める規模に適さなくなっていることも考えられます。

更には、市民が魅力を感じる公演やプログラムが少なく、市民ニーズに的確に対応した 魅力あるプログラムや社会的課題に対応したプログラムの提供が必要となっています。

(利用状況が低い)

- ・ホールの稼働率が全国平均に比べて極めて低い。
- 800席が満席になるイベントが少ない。
- 一部の利用者や愛好者の方の利用がメインになっている。
- ・鑑賞会を実施しても人が集まらない。氷見市民に限定される。
- ・地域の人達がそこへ行って参加して創っていく場所となっていない。
- ・市民会館の大規模なものが必要なのか(ホールの適正規模)。

#### ・施設に期待される機能の変化

氷見市民会館は、これまで市民の文化活動の発表の場、そして文化芸術の鑑賞機会を提供する場として一定の役割を果たしてきました。しかし、文化芸術の持つその多様な役割が認識されるに伴い、「文化振興基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に見られるように、その期待される機能役割も単なる文化芸術の発表、鑑賞の場ではなく、文化芸術による社会包摂機能やまちづくりへの波及効果など多様なものが求められています。公共ホール(劇場、音楽堂など)は、市民からの税金により運営・設置されることから、

市民が生きる意欲を持って生活を営める福祉的な環境づくりを支援し、地域の健全化を推進するという公益的使命を果たす必要があります。

(機能の変化)

- ・年齢や障害の有無に関わらず芸術文化に触れる機会を保障する機能が弱い。
- ・都市の産業、観光、文化発信の拠点となっていない。
- ・施設運営に期待されるプロデュース機能

これからの施設に期待される機能を果たしていくには、これまでの貸し館型の施設運営から、主体的に市民の文化ニーズに応え必要課題に対応したプログラムを提供するプロデュース型施設運営への転換を図る必要があります。そのためには、その都市のアイデンティティに基づく明確な運営方針、理念を持ち、その方針に対応できるプロデュース機能を備えることが求められます。

(プロデュース機能が不足している)

- ・運営方針や理念が明確になっていない。
- ・運営主体のプロデュース機能が弱い。
- ・プロデューサーがいない。
- ・機能的な運営ができていない。
- ・指導者人材の活用ができていない。
- ・市民会館からの発信が少ない。
- ・教育機関、福祉機関、医療機関との連携ができていない。
- ・専門的な知識や能力を備えた人材が不足している。
- ・市民の協働、情報共有のネットワークが弱い。
- アウトリーチ活動ができていない。
- ・アウトリーチなど施設外との連携プログラムがない。
- ・従来の鑑賞型からクリエーターと参加者が創り上げる事業展開が必要になっている。
- ・ハンディキャップを持った人がアート表現者となれるような仕組みがない。
- 文化人材はたくさんいるが結びつけることができていない。
- ・マーケティングしながら何が必要かを考え判断できる組織がない。
- ・他の施設(社会教育施設などやお寺など)とのネットワークができていない。
- ・多様な主体が文化活動に参加していく構造になっていない。
- ・市民全体を巻き込んだ活動ができていない。
- ・既存の施設を活用する取組みが弱い。
- ・県内や近隣の文化ホールとの競合やバランスを考慮していない。
- ・市民全体がみんなで支えていく態勢ができていない。

# その他の公共施設

・その他の公共施設等との連携の不足 これまでも文化芸術活動は、主に公民館をはじめとする社会教育施設や公共施設、地域 の集会場などを利用して活動が展開されてきました。

しかしながら、利用団体がその活動場所として施設を利用しているにすぎず、それぞれ の施設の特性に応じた役割の分担や利用の調整を行うなど、社会教育施設等との積極的な 連携が求められています。

(市内の公共施設の現状)

- ・市内にホールと小ホール、練習場を併設した施設がない
- ・練習用施設がない。
- ・音響の良い施設がない。
- ・美術作品を展示できる施設がない。

# 文化行政

・ 文化振興の方向性の明確な指針

国では平成13年に「文化振興基本法」が制定され、平成14年には「文化芸術の振興に関する基本方針」、平成23年に「第3次方針」を閣議決定しており、国の文化振興に関する方針を明確に打ち出しています。地方公共団体においても、総合的な文化行政を推進するための、その地域のアイデンティティに立脚した中長期的な文化振興の方向性を示す文化条例の制定や基本方針の策定などが求められています。

(明確な条例、指針作成の必要性)

- ・氷見市は文化都市を目指すのか。
- ・世界に発信できるような文化芸術を創造していくのか。
- ・文化条例が無い。
- ・市の文化政策の基本方針が示されていない。
- ・行政には自主的主体的に施策を策定して実施する義務がある。
- ・公民館などの社会教育施設との役割分担が明確になっていない。
- ・少子化など現代的課題を克服するための文化政策が考えられていない。
- ・観光、産業、中心市街地の活性化等との関連での市民会館の明確な位置づけがない。
- ・文化行政の指針が明確になっておらず、市民会館の位置づけもはっきりしていない。
- ・交流人口を期待できる文化行政になっていない。
- ・少子化、人口減少をくい止める文化行政となっていない。
- ・都市文化政策としての戦略的プランがない。
- ・市民文化政策としてのプランができていない。
- ・世界に発信できる文化活動が少ない。

## ・市民のコンセンサス

今後、都市政策としての文化政策を展開していくには市民のコンセンサスを得ながら、 市民とともに進めていくことが不可欠となっています。市民とともに文化の薫る魅力ある まちづくりを目指すためにも、市民参加によるワークショップなどを活用し、政策をつく り上げていくことが求められます。 (市民の理解を得た文化政策)

- ・市民のコンセンサスが得られていない。
- ・文化政策に対する市民的議論ができていない。

# ・専門的人材の不足

これからの文化振興を担っていくには、文化芸術に造詣が深く、経営能力、企画能力、リサーチ能力などの専門的能力を備えた人材を中長期的に配置することが不可欠となります。現在の異動を前提とした行政システムの中では、これらの人材配置が困難な状況にあります。

(行政での専門的人材の確保)

- ・専門的人材が不足している。
- ・文化行政の担当部署に文化政策の専門家がいない。

# ・文化政策を担う組織の不在

氷見市では、氷見市芸術文化団体協議会が昭和54年に設立され文化芸術活動の中核的な役割を担ってきました。しかし、昨今、市民の文化ニーズの多様化や新たな文化芸術分野への取組みが求められるなど、これからの市全体の文化政策を担う、経営、企画、マーケティングなどの専門的な能力を備え、それらの人材を中長期的に確保できる新たな組織が必要となっています。

(文化政策担い手としての専門的能力を備えた組織の必要性)

- ・文化政策の担い手たる財団的な組織がない。
- ・氷見市芸術文化団体協議会の構成員の高齢化。
- ・氷見市芸術文化団体協議会加盟団体以外にも多くの文化活動が行われており、それ等を束ねるような組織がない。

# 4 文化政策を総合的に進めていくための文化行政はどうあるべきか

市民文化政策として、市民の文化権を保障し、年齢、障害の有る無しに関わらず文化芸術に触れる機会を提供し、文化の担い手としての主体的な市民文化を育み、併せて都市文化政策として、文化芸術と自然・歴史・伝統等などを融合させ都市の経済発展、持続可能なまちづくりに取り組んでいくためには、そのための文化行政の推進システムも再構築していく必要があります。

氷見市がどのような文化政策を実施するのか、どのような公共ホールを必要としているのか、根本を支える文化条例が必要となります。それは自治体として安定した長期投資による基礎作りができ、継続的で持続可能な文化政策を展開していくための根拠となります。また、これからの文化行政を担っていくには、市民ニーズから必要課題を的確に捉え、政策立案していくことが求められることから、文化芸術に対する専門的知識に加え、調査分析能力、政策立案能力などを備えた専門的人材を配置する必要があります。

## (文化条例の制定)

政策として文化行政を推進していくためには、政策立案・実施・評価にあたって、一貫した拠り所となる条例の存在が欠かせません。市民の文化的人権を保障し、都市のアイデンティティを全国に向けて発信するという根拠となるものです。政策の理念や行政上の位置付けが明確でなければ、各文化施設の運営方針も定まらず、結果として市民の文化創造の機会の喪失が懸念されます。多様な行政分野を文化を軸として横断的に貫き、都市政策としての役割を発揮していくためにも、文化条例の制定が必要と考えます。

そして、その条例に担保された専門家、学識経験者、アーティスト、市民、そして行政などで構成する文化審議会を設置し、その審議会で、本市の各文化施設がどのような役割を担うのかを明確にした基本計画が作られることが望ましいと考えます。

## (専門的人材の配置)

これからの文化行政には、文化芸術の関する知識だけでなく、市民のニーズを調査分析 し、その中から必要課題を把握し、課題に対応した政策を立案する必要があることから、 マーケティングなど、専門性の高い分野の能力を持つ人材の配置が必要と考えます。

# 5 市民文化政策としてどのようなホールであるべきか

市民文化政策として市民会館(公共ホール)を考えたとき、年齢や障害の有無、また住んでいる地域との距離に関わらず市民の文化芸術に触れる機会を保障するという社会包摂の機能を有していることが肝要です。これまで地域コミュニティで受け継がれてきた伝統を絶やすことなく次代に引き継いでいくことを支援することで、誇り高き市民を育てていくことに視点を置くべきと考えます。

## (施設的側面)

# (1) 必要な施設

これまでの利用状況や将来の人口減少社会を見通した場合、大規模なホールは必要なく、500から600席程度の中ホールとその半分以下のリハーサルや展示会、ワークショップの場としても利用できる多機能型小ホール、練習室などを備えることが望ましいと考えられます。

# (2) 集い、交流する施設

市民が常時、文化に触れるきっかけの場とするため、ホワイエを交流の空間として開放したり、カフェなどを併設するなど人が集まりたくなるような仕掛けが必要です。

また、障害者のためのバリアフリーはもちろんですが、乳幼児を持つ母親のための保育室などの施設も必要です。

#### (3) アクセスの利便性

公共交通機関を利用する場合の利便性の確保が必要です。

自動車を利用する場合の収容人員に見合った駐車場の確保が必要です。

# (機能的側面)

#### (1) 鑑賞機会を提供する機能

舞台系、音楽系、美術系の発表・展示する場所の提供にとどまらず、市民ニーズを的確に把握し事業を企画し、本物の鑑賞機会を市民に提供していくことが必要です。

#### (2) 市民とともに創りあげる機能

市民が芸術家とともに文化芸術の創造的活動に参加し、作品等を創りあげる機会を提供していくことが大切です。

# (3) 利用者等の社会参加の機会を拡充する機能

教育機関や福祉施設、医療機関等と連携・協力しつつ年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する取組みが必要です。

普段、文化に触れる機会の少ない人のために病院や福祉施設でのコンサートの開催など、福祉機関、医療機関と連携し、文化芸術に触れ親しむとともに参加する機会の充実を図る必要があります。

#### (4) 伝統文化を次世代に受け継いでいく機能

少子高齢化、過疎化の進展により、これまで地域で受け継がれてきた伝統文化の継承 が途絶えることが懸念されており、地域固有の財産を次世代に受け継いでいくための取 組みが必要となっています。例えば、学校教育と連携し、小中学校へ本物の伝統文化を 提供するアウトリーチ活動を行うなど、児童生徒の伝統文化に触れ親しむ機会の充実に 努めるとともに、伝統文化に携わる人材の育成を図る必要があります。

# (5) 既存社会教育施設や民間施設と連携する機能

市内の地区公民館や図書館、博物館など、社会教育施設とそれぞれの特性を生かした連携を図ることで、地域における文化活動を活性化させる必要があります。

また、市内にある寺院や古民家、倉庫、空き家など身近な施設を文化芸術活動の場として活用し、それぞれの施設との連携を図っていく必要があります。

# 6 都市文化政策としてどのようなホールであるべきか

少子高齢化、人口減少社会への流れの中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、 自然、歴史、伝統等といった氷見らしい特性を文化活動の基盤と捉え、氷見の強みを生か して文化発信を呼び起こし、憩える、楽しいという要素も加味して、訪問人口が増えてい く魅力ある文化政策を展開していくことが必要と考えます。

## (1) 自然、歴史、伝統等と連携する機能

氷見は、縄文時代の朝日貝塚、大境洞窟住居跡から今日の越中式定置網漁や魚食文化に見られるように「海の暮らし」と密接に関わった歴史や伝統があります。また、古くは布勢水海を中心とした万葉故地、石動山文化の名残が見られます。多くの神社仏閣には信仰文化があり、それが獅子舞の盛んな風土として現れています。さらに、里山、里地、里海には多様な動植物が生息しており、とりわけ国指定天然記念物イタセンパラは生物多様性の象徴とも言え、豊かな自然環境が残されていることを物語っています。

これらの自然、歴史、伝統等といった氷見らしい特性を文化活動の基盤と捉え、里山里海の自然の中で文化事業を実施するなど、氷見の強みを生かした文化発信を呼び起こすことが大切です。

## (2) 他の文化的施設と連携する機能

平成27年開館予定の漁村文化を発信するひみ漁業交流館「魚々座」や氷見市出身のマンガ家藤子不二雄②の作品等を展示する「潮風ギャラリー」、氷見の伝統的祭りである獅子舞を展示発信する「獅子舞ミュージアム」、コミュニティ・アートの拠点としての「ヒミングアートセンター」など、他の文化的施設等とも都市政策の観点で協働しながら、氷見らしい総合的な文化芸術発信が必要です。

#### (3) 観光資源と連携する機能

自然豊かな里山・里海で育まれたきときとの食材を生かした食や市内に数多くある 民宿などの宿泊施設、「氷見市海浜植物園」や氷見漁港場外市場「ひみ番屋街」、「氷見 あいやまガーデン」などの観光施設と組み合わせた魅力ある文化芸術事業をプロデュー スするなど、観光施設、観光資源と連携した文化発信を推進していく必要があります。

# 7 文化政策を総合的に進めていくためのプロデュース機能はどうあるべきか

市民の文化ニーズに応え、社会包摂機能を果たしていくためには、教育機関、福祉機関、 医療機関等と連携しながら必要課題を察知し、課題に応じたプログラムを企画できるプロ デュース機能が必要不可欠となります。

都市文化政策を推進する場合においても同様に、関係する機関と連携することが不可欠であり、観光資源等の把握や観光客のニーズを把握し事業をプロデュースすることが求められます。

# (人材の育成・確保)

前記の市民文化政策、都市文化政策を推進していくためには、経営、企画、労務管理、 資金調達、マーケティングなど様々な専門職能を揃えて、人、プログラム、資金をプロデュースする人材が不可欠です。

#### (組織の必要性)

中長期的にこれら専門人材を確保していく必要があります。現在の行政システムでは行 政内部にこれらの人材を確保することは困難なことが考えられることから、専門的人材を 揃え、本市の文化芸術活動を担う人材プールとしての組織が必要と考えます。

#### (文化施設の運営)

今後の市民会館(公共ホール)の役割を考えたとき、氷見固有の文化、アイデンティティに根ざした文化政策の理念を理解し、有効な事業を企画立案するプロデュース能力が欠かせません。教育、医療、福祉分野、そして地域コミュニティとの丁寧な連携をはじめとしてきめ細かな配慮が必要とされます。市民会館は市の文化芸術活動の拠点であり、中核的な存在であることから、市全体の文化芸術を総合的にプロデュースする使命を認識した施設運営が求められます。

# 8 氷見市民会館の基本的方向性

現在の市民会館は、市の人口が集中する地域に立地し、多くの市民が来場しやすく、公共交通の利便性も高く、中心市街地の活性化にも大きく貢献してきました。しかし、開館から50年を経過し、施設、設備ともに老朽化が進むとともに、社会状況の変化から駐車場が少ないなどの課題も浮かび上がっています。

近年の利用状況をみると、主に芸術文化団体の発表会、興行などによる「鑑賞提供型」の施設として運営されており、マーケットとしては大都市の補完型施設という傾向にありました。また、平成25年度のホールの稼働率も28.2%と全国平均の60.0%に対して極めて低い状況にあり、利用を促すための取組みが必要となっています。

公共ホールは、単なる演芸場ではなく、教育施設であり、福祉施設でもあるという認識 を明確にする必要があります。「劇場音楽堂等活性化法」では、公共ホールに、基本方針を 定め戦略を明示すること、そして一定の能力を持った専門家の配置を求めています。

公共ホールを考えるときには、都市文化政策として、外部から人を誘致するような吸引力を持つような施設、そして情報発信装置が必要といった一面があります。一方で、演劇や音楽などといったニーズに応える公平・平等を要素とする市民文化政策の拠点としての二面性を考慮する必要があります。

# 結論

これからの市民会館は、これまでの単なる「鑑賞提供型」から脱却し、「文化権」の理念の下、年齢や障害の有無に関わらず市民が文化に触れ親しむ機会を保障する「社会包摂機能」を備え、地域コミュニティを支えることや、文化芸術活動を総合的にプロデュースできる人材を育み、市のアイデンティティを市内外に発信する役割を担っていく必要があります。

本有識者会議としては、現在の市民会館の施設、設備では、これから求められる役割を 担っていくには無理があると考えるもので、財源の確保の課題はあるものの、今後の文化 芸術振興の重要性を考慮すると、新たな施設の建設・整備が望ましいと結論づけます。

# 資 料

## 「氷見市民会館並びに文化行政のあり方を考える有識者会議」検討経緯

第1回(平成26 年11 月27 日)

概要:座長の選任について

有識者会議における検討の内容について

論点の整理について審議等

第2回(平成26年12月9日)

概要:①市民文化政策における公共ホール、②都市文化政策における公共ホール、

③文化行政とホール運営者 について審議等

第3回(平成26年12月20日)

概要:①市民文化政策における公共ホール、②都市文化政策における公共ホール、

③文化行政とホール運営者 について審議等

第4回(平成27年1月16日)

概要:①市民文化政策における公共ホール、②都市文化政策における公共ホール、

③文化行政とホール運営者 について審議等

第5回(平成27年2月20日)

概要:①市民文化政策における公共ホール、②都市文化政策における公共ホール、

③文化行政とホール運営者 について審議等

第6回(平成27年3月2日)

概要:これまでの意見をまとめた「氷見市民会館並びに文化行政のあり方に対す

る提言(骨子案)について審議

#### 氷見市民会館並びに文化行政のあり方を考える有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 氷見市における氷見市民会館及び公共文化ホールのあり方並びに芸術文化の振興 を図る文化行政のあり方について調査及び検討を行うため、氷見市民会館並びに文化行政 のあり方を考える有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、氷見市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)に提言するものとする。
  - (1) 今後の氷見市民会館及び公共ホールのあり方に関すること。
  - (2) 今後の文化振興を図るための文化行政のあり方に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、有識者会議の設置目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

- 第3条 有識者会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 芸術文化団体の代表者
  - (3) 経済団体の代表者
  - (4) 公益を代表する団体の代表者
  - (5) 市民から公募した者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条に定める提言をしたときまでとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

- 第5条 有識者会議に、座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 有識者会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が召集し、主宰する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、その議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

# 氷見市民会館並びに文化行政のあり方を考える 有識者会議委員名簿

	区分	所属	氏名	備考
1	芸術 文化	市芸術文化団体協議会	大嶋 充	事務局長
2		アート NPO ヒミング	平田 哲朗	代表
3		ムジカグラート氷見	富樫 通子	代表
4		(一社)富山県芸術文化協会	舟本 幸人	専務理事
5		良い音楽を楽しむ友の会	指崎 泰利	代表
6	利用者	市自治振興委員連合会	島 勝彦	副会長
7		市老人クラブ連合会	能登谷 久公	会長
8		市連合婦人会	屋敷 夕貴	会長
9		市小中学校 PTA 連合会	濵井 信	会長
10	経済界	(一社)氷見青年会議所	蔵 卓也	2015 年度副理事長予定者 (まちづくり委員会担当)
11		氷見商工会議所	京田 賢	専務理事
12	学識経験	(公財)高岡市民文化振興事業団	開洋子	高岡市民会館館長
13		(公財)富山県文化振興財団	山本 広志	高岡文化ホール館長
14		市行政改革推進市民懇話会	仕切 義宣	市自治振興委員連合会長
15		市教育委員会社会教育委員	池田 晃	
16		富山大学芸術文化学部	松政 貞治	教授
17		帝塚山大学	中川 幾郎	名誉教授